

自主点検表の提出による受理通知について

認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置が終了する令和6年10月1日以降の自主点検による「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」（以下「受理通知」という。）の取扱いは次のとおりとする。

1 自主点検表の提出による「受理通知」の交付

- (1) 新規施設（令和6年10月1日以降に設置届を提出した認可外保育施設）
設置届と同時に自主点検表を提出し、指導監督基準（以下「基準」という。）に適合する内容の場合、「受理通知」を設置者に交付する。同時に市町村へ「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」を交付する。
- (2) 既存施設（令和6年10月1日より前に設置届を提出した認可外保育施設）
 - ア 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業者以外）
設置届提出後、一度も立入調査が実施されていない施設については、自主点検表を提出し、基準に適合する内容の場合、「受理通知」を設置者に交付する。同時に市町村へ「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」を交付する。
 - イ 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業者）
前回の集団指導を受けていない居宅訪問型保育事業者については、自主点検表を提出し、基準に適合する内容の場合、「受理通知」を設置者に交付する。同時に市町村へ「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」を交付する。

2 自主点検表の配布及び提出

- (1) 配布方法
 - ア 県ホームページから自主点検表を取得（ダウンロード）する。
 - イ 県又は市町村から送付する。
- (2) 提出方法
施設所在地の市町村保育主管課（以下「市町村」という。）を経由して県へ提出する。
設置届を e-kanagawa 電子申請システムにて届出した場合も同様に、市町村を経由して県へ提出する。
市町村から県への提出先メールアドレスは次のとおりとする。
神奈川県次世代育成課監査グループ【jisedai.532@pref.kanagawa.lg.jp】

3 「受理通知」内に記載される自主点検表受理日

市町村から県次世代育成課監査グループへの電子メール受信日を記載する。
ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

4 自主点検表提出による「受理通知」交付後の取扱い

- (1) 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業者以外）
 - ア 立入調査を実施し、基準を満たしていると認められた場合
結果通知とともに、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付する。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の発行日をもって無効とする。
 - イ 立入調査を実施し、基準を満たしていると認められなかった場合
改善報告により、基準を満たしていると認められたことをもって証明書を交

付する。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の発行日をもって無効とする。

ただし、立入調査の結果通知の発行日より概ね6か月を経過した時点で、自主点検表による「受理通知」の効力は無効とし、無償化の対象外となる。

例) 2月1日付け立入調査の結果通知で、基準を満たしていない場合

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められた場合
→証明書を交付

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められなかった場合(9月以降に基準を満たした場合を含む)

→証明書不交付(受理通知も無効)

(2) 認可外保育施設(居宅訪問型保育事業者)

ア 集団指導に参加し、必要書類の提出により基準を満たしていると認められた場合

結果通知とともに、「証明書」を交付する。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の発行日をもって無効とする。

イ 集団指導に参加し、必要書類を提出したものの基準を満たしている と認められなかった場合

改善報告により、基準を満たしていると認められたことをもって証明書を交付する。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の発行日をもって無効とする。

ただし、集団指導の結果通知の発行日より概ね6か月を経過した時点で、自主点検表による「受理通知」の効力は無効とし、無償化の対象外となる。

例) 2月1日付け集団指導の結果通知で、基準を満たしていない場合

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められた場合
→証明書を交付

8月末までに改善報告により基準を満たしていると認められなかった場合(9月以降に基準を満たした場合を含む)

→証明書不交付(受理通知も無効)

ウ 集団指導に参加しなかった場合

交付された「受理通知」は、集団指導の受講期間を経過した時点で無効とし、無償化の対象外となる。

5 事業廃止もしくは事業休止の届出があった場合

私設保育施設[休止・廃止]届に記載された事業廃止もしくは事業休止年月日をもって無効とする。

問合せ先

次世代育成課 監査グループ

電話 045-210-4669 (ダイヤル)

FAX 045-210-8956